

○鳩山町子育て支援 note 運用ガイドライン

令和 8 年 5 月作成

1. 目的

本ガイドラインは、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」(内閣官房・総務省・経済産業省)に基づき、鳩山町子育て支援 note の適正な運用および情報発信に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本方針

鳩山町子育て支援 note アカウント(以下「本アカウント」という。)は、子育て世帯の移住及び定住の促進を目的に、鳩山町の子育てに関連する施策、施設及び支援活動を行う法人、団体又は個人に関する情報を発信し、鳩山町における子育ての満足度を向上させることを方針とする。

3. アカウント情報

本アカウントに係るアカウント情報は次のとおりとする。

- (1) ソーシャルメディアサービス名: note 公式アカウント
- (2) アカウント名: はじめて来ても懐かしい 鳩山で、子育てを
- (3) アカウントID : @hatoyamakosodate

4. 運用方法

本アカウントは、町民健康課が以下のとおり運用することとする。

- (1) 基本原則
 - (ア) 町職員であることの自覚と責任を持ち、地方公務員法その他の関係法令ならびに職員の服務及び情報の取扱いに関する規定を順守する。
 - (イ) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務に反しない範囲で発信す

る。

- (ウ) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、知的財産権等に関して侵害することがないよう、掲載同意を得る等十分配慮する。
- (エ) 発信する情報は正確を期するとともに、その内容について誤解や不快感招かないよう十分留意する。
- (オ) アカウントの不正利用、業務目的外利用をしてはならない。
- (カ) その他公序良俗に反する一切の情報を発信しない。

(2) 禁止事項

本アカウントで、次のいずれかに該当する情報を発信すること。

- (ア) 法令等に違反するもの、又は違反する恐れがあるもの
- (イ) 特定の個人、団体等を誹謗中傷するもの
- (ウ) 政治、宗教活動を目的とするもの
- (エ) 著作権、商標権、肖像権その他の区又は第三者の知的所有権を侵害するもの
- (オ) 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- (カ) 人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- (キ) 公の秩序又は善良の風俗に反する表現や内容
- (ク) 虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
- (ケ) 本人の承諾なく個人情報を特定、開示又は漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- (コ) 切り抜きや加工等により、情報源の本来の意図と異なる内容で複製又は転用したもの
- (サ) わいせつな表現等を含む不適切なもの
- (シ) その他、町民の生命、財産、もしくは、町の行政事務の執行等に重要な影響を及ぼす情報など町が不適切と判断したもの

(3) 禁止行為への対応

町民健康課は、発信した情報(コメントを含む)が禁止事項のいずれかに該当すると判断した場合は、予告なく情報の削除その他必要な措置を講じることができるものとする。また、前文の規定は、本アカウント以外にも準用し、本アカウントに向けて発信された情報(コメントを含む)が禁止事項のいずれかに該当すると認められる場合、当該情報の削除依頼又は当該アカウントのブロック、その他必要な措置を講じることができるものとする。

(4) 肖像権への対応

本アカウントに掲載した情報の被撮影者から非公開とするよう申出があった場合は、速やかに削除等の対応することに努める。

(5) 利用同意

本アカウントで発信された情報の利用にあたっては、本ガイドラインに同意したものとみなす。

5. 免責事項

免責事項は次のとおりとする。

- (1) 町は、本アカウントを通じて提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。
- (2) 町は、掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町の故意又は重大な過失によるものでない限り、一切責任を負わないものとする。
- (3) 町は、システム障害や保守などにより、利用者への事前予告なく本アカウントの運用を停止する可能性があるものとする。
- (4) 町は、本アカウントに関連して生じた利用者間又は利用者と第三者との間のトラブル若しくはその被った損害について、一切責任を負わないものとする。
- (5) この基準は、利用者への事前予告なく変更や見直しを行う場合があるものとする。

6. 個人情報の取り扱い

町は、本アカウントの運営にあたり必要となる個人情報について、法令を遵守し、次のとおり適切に取り扱うものとする。

(1) 個人情報の取得

町は、個人情報の取得に際しては、その利用目的を明らかにし、利用目的を満たすために必要と認められる範囲に限り、取得するものとする。

(2) 個人情報の利用目的

町は、本アカウントを利用するにあたり、前項の規定に従って提供を受けた個人情報は、以下の目的で利用することとする。

- (ア) 町の子育てに関連する施策、施設及び支援活動を行う法人、団体又は個人に関する情報の発信
- (イ) 前項に係る利用者の意見又は活用事例の紹介
- (ウ) 問い合わせに対する回答
- (エ) その他、個人を特定しない形での投稿の作成

(3) 個人情報の管理

町は、本ガイドライン及び個人情報保護方針に従い、不正利用、又は個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等の防止その他個人情報の管理を適切に行うため必要な措置を講じるものとする。

7. 知的財産権等

本アカウントに掲載する個々の情報(写真、文章等をいう。以下同じ。)に関する知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に規定する知的財産権をいう。)は、町に帰属する。また、著作権法(昭和45年法律第48号)第30条に規定する私的使用のための複製、同法32条に規定する引用その他同法において著作物の利用等が認められている場合を除き、本アカウントに掲載する個々の情報は、無断で利用することはできない。

8. 運用ガイドラインの周知・変更等

本ガイドラインの内容は町公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ガイドラインは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を周知する。